

長崎市宿泊税に係るQ & A

【更新履歴】

| バージョン | 更新日 | 変更箇所 | 更新内容 |
|---------|-----------|---|--|
| 令和5年2月版 | 令和5年3月24日 | P17 5 徴収の方法 Q6 Q7 P21 7 その他 Q9 Q10 | Q6 宿泊税のことを知らない外国人が来た場合の対応を追記 Q7 4か国語以外の外国人への対応を追記 Q9 特別徴収交付金の交付時期を追記 Q10 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊事業者への対応を追記 |
| 令和5年4月版 | 令和5年4月28日 | P12 4 課税免除 Q1 Q2 P21 7 その他 Q11 | Q1 修学旅行における帯同看護師についての課税免除の可否を追記 Q2 修学旅行の事前準備（下見）における課税免除の可否を追加 Q11 領収書の対応を追記 |

1 宿泊税・・・ 1

Q1 宿泊税とはどのような税ですか。

Q2 税率、課税対象等が変更されることはないのですか。

Q3 税率の設定について

Q4 宿泊税を導入した後の用途についてはどのように考えているか

Q5 基金に積み立てた宿泊税については、どのような場合に活用するのか・・・ 2

2 宿泊料金

Q1 「宿泊料金」の対象となるもの

Q2 税込み宿泊料金・・・ 3

Q3 食事付きその他各種プランにおける宿泊料金

Q4 企画旅行・手配旅行における宿泊料金

Q5 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金

Q6 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合における宿泊料金・・・ 4

Q7 補助金・助成金（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金

Q8 連泊割引における宿泊料金・・・ 5

Q9 実際の宿泊を伴わない場合における宿泊料金

Q10 延長等があった場合における宿泊料金

Q11 サブスクリプション方式の宿泊料金

Q12 外貨建て取引による宿泊料金・・・ 6

Q13 清掃料金を強制的に徴収している場合

Q14 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は宿泊税を

返金してもよいですか。

- Q15 「宿泊料」としてではなく、「施設利用料」や「入館料」として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となりますか。
- Q16 旅行クーポンを発券する際の宿泊税の取り扱い
- Q17 「全国旅行支援」の補助金により宿泊料金の割引を行った場合、課税対象となる宿泊料金の考え方はどうなりますか。
- Q18 親会社の株主優待により宿泊料金が割引となるものの、同額が親会社から宿泊料金として補てんされる場合の取扱いはどうなりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- Q19 旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合、宿泊税は課税されますか。
- Q20 大人1名につき、未就学児1名添い寝の場合は無料で、2人目を追加する場合は2人目の未就学児からは1人当たり3,000円を徴収しております。この場合の宿泊税はいくらになりますか。
- Q21 長期滞在の場合、例えば5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなるか
- Q22 清掃代や寝具代は宿泊料金に含まれると思うが、お客様が寝具を汚した場合のクリーニング代や寝具等を購入した場合も宿泊料金に含むのか。

3 宿泊について・・8

- Q1 課税対象となる「宿泊」の判断基準について
- Q2 課税対象とならない宿泊の例
- Q3 「宿泊日」とは
- Q4 事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）
- Q5 客室を日帰りで利用する（いわゆるデイユース）の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- Q6 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合
- Q7 ウィークリーマンション等の場合
- Q8 自社向けの研修施設でもあるが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。
- Q9 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課税されますか。
- Q10 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- Q11 市外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設をみることはあるかもしれません。その点についてどのようにお考えですか。
- Q12 農村民泊を行っています。地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金をとっています。この場合でも、宿泊税の課税対象ですか。
- Q13 保護犬の世話をする非営利団体ですが、犬連れの宿泊施設を併設しています。宿泊者には、保護経費の賛同金として説明し、低廉な宿泊料を支払ってもらっていますが、課税対象ですか。
- Q14 子ども向けに布団の貸出をしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税

対象となりますか。低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。

- Q15 会計システム上、1人で利用しても、領収書には一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- Q16 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）の場合
- Q17 従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受はありません。
- Q18 グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお、金銭の授受はありません。
- Q19 公営施設の場合また宿泊施設が宿泊料金を免除している場合
- Q20 生活困窮者が利用する無料定額宿泊所の場合
- Q21 ペットの宿泊は課税対象となるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・12
- Q22 ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。
- Q23 事務所として客室を利用する場合、宿泊税はかかりますか。
- Q24 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。
- Q25 長期滞在（2～3ヶ月）の場合も課税されるのか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうか。

4 課税免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

- Q1 修学旅行で課税免除となるのはどのような人ですか（R5.4.24 更新）
- Q2 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか（R5.4.24 追加）・・・・・・・・13
- Q3 その他の学校行事（学習合宿、林間学校、社会科見学、お泊り保育等）で課税免除となるのはどのような人ですか
- Q4 スポーツ大会・文化大会で課税免除となるのはどのような人ですか・・・・・・・・14
- Q5 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊で課税免除となるのはどのような人ですか・・・・・・・・15

5 徴収の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

- Q1 宿泊税の徴収方法
- Q2 ネット予約、無人化施設等での徴収方法はどうか
- Q3 キャッシュレス手数料の負担について
- Q4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合
- Q5 旅行者は宿泊時の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。
- Q6 宿泊税のことを知らない外国人が来たらどう対応するか。・・・・・・・・17
- Q7 4か国語以外の外国人への対応はどのようにしたらよいか。

6 申告納入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

- Q1 申告納入の特例の要件である「市長が別に定める金額以下」の根拠は何か
- Q2 申告納入の特例はいつから適用できるのか・・・・・・・・18

- 7 その他・・19
- Q1 宿泊税の徴収は消費税との二重課税ではないのか。また県が導入した場合は二重課税となるのではないか。
- Q2 宿泊税は売りに上げに含まれるのか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- Q3 売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月となるのか、入金された月の翌月となるのか。
- Q4 簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。
- Q5 利用後に料金変更が発覚した場合は宿泊税を変更する必要がありますか。
- Q6 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載するべきか示してもらえませんか。
- Q7 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなるのか・・・・・・・・・・21
- Q8 施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになるのか。
- Q9 特別徴収交付金はいつ交付する予定なのか。
- Q10 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうするか。
- Q11 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。(R5.4.28追加)

Q1 宿泊税とはどのような税ですか。

A

宿泊税は、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、長崎市が独自に課税する地方税（法定外目的税）です。

市内のホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業（いわゆる民泊）を行う住宅などの宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に課税されます。

Q2 税率、課税対象等が変更されることはないのですか。

A

税率等は市宿泊税条例において規定されております。

なお、本条例では、施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。

Q3 税率の設定について

A

宿泊料金に対する宿泊者の負担率を考慮し、他都市を参考に、宿泊料金に対する税額の割合が概ね1.0%~2.5%程度になるように設定しています。目的税として応益課税（一定のサービスを楽しむことに対する課税）とともに、応能課税（納税義務者の支払能力に応じた課税）の考え方も加味して、宿泊料金に応じて3段階での税額認定としたものです。また、免税点については、宿泊料金にかかわらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましいとの考えから免税点は設けておりません。

Q4 宿泊税を導入した後の使途についてはどのように考えているか

A

- ・「訪問客への還元」という大きな方針のもと、「利便性の向上」、「満足度の向上」、「再訪意欲の向上」などに寄与する事業に活用します。
- ・使途は概ね5つの分類に沿って活用したいと考えています。

【分類】

- ①受入環境整備（国内外の訪問客のワンストップ案内、公衆無線LAN拡充（Wi-Fi整備等））
- ②情報提供（訪問客の利便性向上のための、観光情報のワンストップ発信強化）
- ③サービス向上・消費拡大（おもてなし事業の実施、イベントの拡充）
- ④資源磨き（ライトアップなど夜間も楽しめる観光まちづくり、歴史的建造物のユニークベニューの利活用）
- ⑤緊急事態対応（感染症対策事業、安全安心の取組み事業、安全安心の取組みや観光需要喚起のための取組み）

Q5 基金に積み立てた宿泊税については、どのような場合に活用するのか

A

- ・災害等の緊急時対応、社会情勢の変化への積極的な対応など、訪問客への還元事業に充当したいと考えています。(積立目標額：5億円)

(例)

- ・震災や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による訪問客の急激な減少から回復するための緊急的に実施するキャンペーン事業
- ・西九州新幹線の全線開通のような社会情勢の変化による効果を最大化するための観光需要喚起事業
- ・安全安心の取組事業

2 宿泊料金

Q1 「宿泊料金」の対象となるもの

A

「宿泊料金」は、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額です。

《宿泊料金に含まれるものの例》

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく支払うべき金額

- ・清掃代
- ・寝具使用料
- ・入浴代
- ・寝衣代
- ・サービス料、奉仕料
- ・宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額 等

《宿泊料金に含まれないものの例》

- ・食事代
- ・遊興費
- ・会議室の利用、休憩及びこれに類する利用行為に係る料金
- ・消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・自動車代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
- ・低廉な実費負担分として宿泊者が支払うシーツ代等立替金に類する金額(その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限る。)
- ・宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料

Q2 税込み宿泊料金

A

- ・消費税及び地方消費税を内税方式としている場合、又は料金の総額に他の税を含んでいる場合は、これらの税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。

Q3 食事付きその他各種プランにおける宿泊料金

A

- ・宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。
※朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
- ・エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を除外した金額を宿泊料金とします。

Q4 企画旅行・手配旅行における宿泊料金

A

- ・企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの金額を宿泊料金とします。
- ・手配旅行については、旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの金額を宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。

Q5 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金

A

- ・1室での料金設定など、1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1日当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。
この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに1人当たりの宿泊料金を算出します。

留意点

- ・客室定員を超える宿泊者がある場合において、当該宿泊者の宿泊に伴う寝具の追加がなく、支払うべき宿泊料金の総額に変更がないときは、当該宿泊者を宿泊人数から除外します。この場合、客室定員を超える宿泊者には宿泊税は課税されません。(計算例③を参照)
- ・エキストラベッド等の有料の寝具の追加があった場合で、その追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、追加料金を宿泊料金の総額に加えます。(計算例④を参照)
- ・幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代など、宿泊料金の総額のうち、特定の宿泊者に帰属することが明らかな金額については、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。(計算例⑤を参照)

《計算例》

1室1泊の料金が20,000円（ツインルーム）の部屋に1泊する場合

① 1人で宿泊

20,000円÷1人=20,000円 ⇒ 宿泊税額500円×延べ1泊

② 2人で宿泊

20,000円÷2人=10,000円 ⇒ 宿泊税額200円×延べ2泊

③ 大人2人、子供1人で宿泊（寝具の追加なしの場合）

20,000円÷2人=10,000円 ⇒ 宿泊税額200円×延べ2泊

※ 定員外の1人は除外

④ 大人3人で宿泊（エキストラベッド7,000円を追加）

(20,000円+7,000円)÷3人=9,000円 ⇒ 宿泊税額100円×延べ3泊

※追加料が特定の宿泊者に帰属しないため、総額・総数に含めず。

⑤ 大人2人、乳児1人で宿泊（ベビーベッド3,000円を追加）

20,000円÷2人=10,000円 ⇒ 宿泊税額200円×延べ2泊

3,000円÷1人=3,000円 ⇒ 宿泊税額100円×延べ1泊

※ベビーベッド代が乳児に帰属するのが明らかであるため、別に扱います。

Q6 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合における宿泊料金

A

・宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。（宿泊施設のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取り扱いとします。）

例）宿泊料金20,000円のところ、宿泊施設の経営者が15,000円に値引きした。

⇒ 宿泊料金は値引き後の15,000円。（宿泊税額は200円）

・旅行者、カード会社等の宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（いわゆる第三者割引）は、割引前の料金を宿泊料金とします。

例）宿泊料金20,000円のところ、宿泊者が宿泊予約サイトのポイントを5,000円分利用し、現金15,000円で支払った。

⇒ 宿泊料金はポイント利用前の20,000円。（宿泊税額は500円）

Q7 補助金・助成金（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金

A

・補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払がある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合には、宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。

・補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含まれません。

Q8 連泊割引における宿泊料金

A

- ・連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。
- ・連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

Q9 実際の宿泊を伴わない場合における宿泊料金

A

- ・いわゆるホールドルーム、キーブルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為である場合、課税対象とはなりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。

例) 定員4名の部屋を3日間確保した。その際の宿泊は以下のとおりであった。

| | 宿泊者数 | 部屋代 | 宿泊税額 |
|-----|------|----------|--|
| 1日目 | 4人 | 70,000円 | $70,000円 \div 4人 = 17,500円$ $200円 \times 4人 = 800円$ |
| 2日目 | 0人 | 70,000円 | 0円 |
| 3日目 | 2人 | 70,000円 | $70,000円 \div 2人 = 35,000円$ $500円 \times 2人 = 1,000円$ |
| 計 | 6人 | 210,000円 | 1,800円 |

このような場合は、宿泊施設で把握した宿泊日ごとの宿泊人数をもって、1人当たりの宿泊料金を算定します。宿泊者が0人の場合、宿泊税はかかりません。

Q10 延長等があった場合における宿泊料金

A

- ・宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含めません。宿泊料金として徴収している場合には、当該延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

Q11 サブスクリプション方式の宿泊料金

A

実際の宿泊行為がない場合は課税対象となりません。ただし、宿泊があった場合や日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合は宿泊税の課税対象となります。

1泊当たりの宿泊料金については、契約で定めている料金とします。

Q12 外貨建て取引による宿泊料金

A

宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本通達）に準じて算定します。）

Q13 清掃料金を強制的に徴収している場合

A

宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお、連泊のときは、その清掃料金を宿泊数で按分して1泊当たりの宿泊料金を算出します。

Q14 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は宿泊税を返金してもよいですか。

A

実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収していただくこととなりますので、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金してください。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。

Q15 「宿泊料」としてではなく、「施設利用料」や「入館料」として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となりますか。

A

名称の如何に関わらず、宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。

Q16 旅行クーポンを発券する際の宿泊税の取り扱い

A

消費税や入湯税込みで旅行クーポンを発券するような場合には、宿泊税相当金額を含めてクーポンを発行して差し支えありません。なお、税抜きでクーポンを発券し、消費税等を利用時に精算することとしている場合においては、宿泊税についても同様に利用時精算として差し支えありません。

Q17 「全国旅行支援」の補助金により宿泊料金の割引を行った場合、課税対象となる宿泊料金の考え方はどうなりますか。

A

「全国旅行支援」など、宿泊施設に対して割引相当額が補助金等により交付される場合、割引前の金額（宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した金額）が課税対象となる宿泊料金となります。

Q18 親会社の株主優待により宿泊料金が割引となるものの、同額が親会社から宿泊料金として補てんされる場合の取扱いはどうなりますか。

A

第三者（親会社）から宿泊料の支払いがある場合で、宿泊料金の一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者（親会社）から支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。

Q19 旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合、宿泊税は課税されますか。

A

宿泊施設が旅行会社の添乗員の宿泊料金を無料としている場合は、宿泊税は課税されません。

Q20 大人1名につき、未就学児1名添い寝の場合は無料で、2人目を追加する場合は2人目の未就学児からは1人当たり3,000円を徴収しております。この場合の宿泊税はいくらになりますか。

A

宿泊税の課税対象となる宿泊は宿泊料金を伴うものですが、宿泊料金の総額に特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれている場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取り扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。

未就学児2名のうち1名は添い寝無料なので宿泊税は課税されませんが、大人1名と未就学児1名は宿泊税の課税対象となります。なお、税率は、大人分については宿泊料金の総額から3,000円を控除した宿泊料金で、未就学児については3,000円で算出することになります。

Q21 長期滞在の場合、例えば5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなるか。

A

宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。

例) 1泊5,000円

$$(100円 \times 5泊) + (0円 \times 1泊) = 500円$$

Q22 清掃代や寝具代は宿泊料金に含まれると思うが、お客様が寝具を汚した場合のクリーニング代や寝具等を購入した場合も宿泊料金に含むのか。

A

宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃代や寝具代は宿泊料金に含まれますが、追加で発生した料金については、宿泊料金には含みません。

3 宿泊について

Q1 課税対象となる「宿泊」の判断基準について

A

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を行い、宿泊施設を利用する行為をいうが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となるか判断します。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。

旅館業法の許可が必要な宿泊とは以下の4項目をすべて満たすものです。

- ・ 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ・ 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・ 反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・ 生活の本拠ではない（使用期間が一カ月未満の場合、使用期限が一カ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

Q2 課税対象とならない宿泊の例

A

- ・ キャンセルした場合は課税対象になりません。
- ・ 無料で宿泊させる場合は課税対象となる宿泊料がないため、宿泊税はかかりません。

Q3 「宿泊日」とは

A

宿泊税における宿泊日とは、宿泊施設へチェックインした日として取り扱ってください。ただし、これによることが困難な場合（チェックインが0時以降等）は、宿泊施設において作成する帳票等に記載された日をもって宿泊税における宿泊日として差し支えありません。

Q4 事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）

A

その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象とします。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは課税対象となりません。

Q5 客室を日帰りで利用する（いわゆるデユース）の場合

A

日をまたぐ利用ではないため課税対象となりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は課税対象とします。

Q6 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

A

日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用を含む）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象とします。

※なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

Q7 ウィークリーマンション等の場合

A

ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらぬ場合は課税対象となりません。旅館業法に該当する宿泊の場合は課税対象とします。宿泊料金は契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額とします。

Q8 自社向けの研修施設でもあるが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。

A

研修施設の場合、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当する施設であれば、宿泊税の対象となります。

宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合や、宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。

Q9 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。

また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課税されますか。

A

旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式テントをお客様が設置する場合等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。

ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は旅館業法に該当するため、宿泊税が課税されます。

なお、バンガローなど、料金が施設や区画ごとに設定されていても、宿泊される人数に応じて支払うこととなります。

Q10 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。

A

1棟あたりの宿泊料金が設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、乳児等も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。

Q11 市外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設をみることはあるかもしれませんが、地元の人が宿泊する場合があります。その点についてどのようにお考えですか。

A

観光はすそ野が広く、観光振興施策は多岐に渡っていることから、それから受けるサービスは様々です。

市内居住者であっても、観光施策の受益があり、また居住地によって除外することは税の公平性の観点から困難ですので、一定の負担をお願いしています。

Q12 農村民泊を行っています。地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金をとっています。この場合でも、宿泊税の課税対象ですか。

A

宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q13 保護犬の世話をする非営利団体ですが、犬連れの宿泊施設を併設しています。宿泊者には、保護経費の賛同金として説明し、低廉な宿泊料を支払ってもらっていますが、課税対象ですか。

A

賛同金が、宿泊の利用行為として負担としたものであり、宿泊事業者が、宿泊料金としその対価を受けておられるということであれば、課税対象となります。

Q14 子ども向けに布団の貸出をしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。

A

布団の貸出は寝具使用料に該当しますので、課税対象となります。

また、低廉な実費負担部分についての判断は、その料金が宿泊の対価にあたらぬ料金として、帳簿上、立替金として整理されているかで確認します。

Q15 会計システム上、1人で利用しても、領収書には一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。

A

帳簿等をつけていただくことになるので、そこにおいて実際の宿泊人数を管理していただくこととなります。ただし、領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。(宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。)

Q16 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）の場合

A

宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で、料金を課している場合は対象となります。

Q17 従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受はありません。

A

宿泊施設が宿泊料金を無料としているため、宿泊税は課税されません。

Q18 グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお、金銭の授受はありません。

A

宿泊料金を徴収されているので、宿泊税は課税されます。

Q19 公営施設の場合また宿泊施設が宿泊料金を免除している場合

A

ユースホテル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば、対象となります。宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。

また、宿泊施設により、宿泊料金が免除されている場合は、課税されません。

Q20 生活困窮者が利用する無料定額宿泊所の場合

A

無料定額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業には該当しませんので、課税対象ではありません。

Q21 ペットの宿泊は課税対象となるのか。

A

基本的な考えとして宿泊者ではないので、宿泊料金に含まれませんが、宿泊に係る清掃代やサービス料として宿泊施設が取り扱う場合は宿泊料金に含んでいただくことになります。

Q22 ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。

A

宿泊税は宿泊施設の宿泊が課税対象となるため、ホテル内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりません。

Q23 事務所として客室を利用する場合、宿泊税はかかりますか。

A

宿泊施設において宿泊料金として取り扱っていない限りは、宿泊税の課税対象となりません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q24 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。

A

会議室を客室として提供した場合、その利用が宿泊契約に基づくものであり、宿泊料金として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。なお、会議室を客室として使用する場合は、旅館業法において、会議室を客室とする変更手続きが必要となります。

Q25 長期滞在（2～3ヶ月）の場合も課税されるのか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうか。

A

宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。

4 課税免除

Q1 修学旅行で課税免除となるのはどのような人ですか

A

課税免除の対象者は、下記の施設に通う児童、生徒並びに引率者（※1）です。
宿泊税を免除するためには、学校長から、「学校行事またはスポーツ大会・文化大会であることの証明書（※2）」の提出を受ける必要があります。

| | |
|------|---|
| 対象施設 | 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 高等専門学校、高等専修学校 ※ いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校は対象となり ません。 |
|------|---|

【(※1) 引率者とは】

児童、生徒の引率を行う学校の関係者、万が一に備え帯同する看護師や、心身の障害等により介助を必要とする児童、生徒の介助をする看護師や保護者等をいいます。

旅行業者の添乗員やカメラマンなどは対象となりません。

【(※2) 証明書とは】

宿泊日、課税免除となる宿泊人数等を記載したものです。証明書の様式は長崎市のホームページに掲載していますので、事前にダウンロードしていただき、必要事項を入力または手書きで記載し紙で印刷のうえ宿泊施設に提出して下さい。

URL→<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/132000/p039414.html>

Q2 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか

A

宿泊税は、宿泊施設における宿泊行為に対して課することとしていますが、学校が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している者等については、例外的な取り扱いとし宿泊税を課さないこととしています。なお、「修学旅行その他の行事」とは、文部科学省が定めた学習指導要領等に基づき実施する学校行事と整理しており、併せて、対象者についても、学校行事に参加する児童や生徒を基本としつつ、学校行事当日の円滑な運営のため必要不可欠な、引率を行う学校関係者など最低限の方を課税免除としているところです。

上記のように、課税免除は非常に限定的に取り扱う必要があるかの観点から修学旅行の事前準備（下見）については、児童や生徒が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことを踏まえると、課税免除の対象とはなりえないものと判断します。

Q2 その他の学校行事（学習合宿、林間学校、社会科見学、お泊り保育等）について

A

課税免除の対象者は、下記の施設に通う児童、生徒並びに引率者（※1）で、学校、学年、施設全体として実施される行事が対象となります。

宿泊税を免除するためには、学校長、園長などの施設の長から、「学校行事またはスポーツ大会・文化大会であることの証明書（※2）」の提出を受ける必要があります。

| | |
|------|--|
| 対象施設 | 保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業または事業所内保育事業を行う施設、居宅訪問型保育事業を行う事業所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専修学校 ※ いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校は対象となりません。 |
|------|--|

【(※1) 引率者とは】

児童、生徒の引率を行う学校の関係者や、心身の障害等により介助を必要とする児童等の介助をする看護師や保護者等をいいます。

【(※2) 証明書とは】

宿泊日、課税免除となる宿泊人数等を記載したものです。証明書の様式は長崎市のホームページに掲載していますので、事前にダウンロードしていただき、必要事項を入力または手書きで記載し紙で印刷のうえ宿泊施設に提出して下さい。

URL→<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/132000/p039414.html>

Q3 スポーツ大会・文化大会について

A

課税免除の対象者は、下記の施設に通う児童、生徒並びに引率者(※1)です。

| | |
|------|--|
| 対象施設 | 保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業または事業所内保育事業を行う施設、居宅訪問型保育事業を行う事業所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専修学校 ※ いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校は対象となりません。 |
|------|--|

【(※1) 引率者とは】

児童、生徒の引率を行う学校の関係者や、心身の障害等により介助を必要とする児童等の介助をする看護師や保護者等をいいます。

課税免除の対象となる大会は下記の団体又はその加盟団体（当該団体の傘下にある団体も含む）が主催するスポーツ大会又は文化大会です。

| | |
|------|--|
| 対象団体 | (公財) 日本スポーツ大会、(公財) 全国高等学校体育連盟、(公財) 日本中学校体育連盟、(公財) 日本高等学校野球連盟、(公社) 全国高等学校文化連盟、全国中学校文化連盟 |
|------|--|

宿泊税を免除するためには、学校長、園長などの施設の長又は大会主催者かクラブチーム代表者から「学校行事またはスポーツ大会・文化大会であることの証明書（※２）」の提出を受ける必要があります。

| 対象者の例 | 対象者とならない例 |
|---|-----------------------------------|
| 出場選手、補欠選手、応援のための部員 監督、コーチ、マネージャー、スコアラー | 応援のための児童、生徒（部員以外） 応援のための保護者、審判 |

| 対象となる大会の例 | 対象とならない大会の例 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民体育大会（長崎県予選会） ・ 長崎県高等学校総合体育大会 ・ 長崎県中学校総合体育大会 ・ 九州地区高校野球長崎県大会 ・ 全九州高等学校総合文化祭長崎大会 ・ 長崎県中学校総合文化祭長崎大会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記対象団体又はその加盟団体が主催する大会以外の大会 ・ 部活動やクラブチーム等の練習試合 ・ 仲間同士や友人同士のリクリエーション |

【（※２）証明書とは】

宿泊日、課税免除となる宿泊人数等を記載したものです。証明書の様式は長崎市のホームページに掲載していますので、事前にダウンロードしていただき、必要事項を入力または手書きで記載し紙で印刷のうえ宿泊施設に提出して下さい。

URL→<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/132000/p039414.html>

Q4 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

A

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

① 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

② 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

5 徴収の方法

Q1 宿泊税の徴収方法

A

特別徴収の方法については、具体的には規定していません。徴収しやすい方法を選択してください。

①現金払い…精算時に宿泊料金と宿泊税を一緒に支払います。

②事前決済…予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。

※仮に旅行サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。

③宿泊料は事前決済、宿泊税は現金払い…予約時に宿泊料金を支払います。現地で宿泊税を支払います。

Q2 ネット予約、無人化施設等での徴収方法はどうなるか

A

特別徴収の方法については、具体的には規定していません。「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収いただくこととなります。

(なお、無人化施設等での徴収についても徴収しやすい方法を選択していただくこととなりますが、他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。)

Q3 キャッシュレス手数料の負担について

A

宿泊者が宿泊税をカード等で支払った場合の手数料については、宿泊事業者とカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者で負担していただくこととなります。

Q4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合

A

仮に納税されなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市へ納入したうえで、納税拒否した宿泊者に求償することとなります。(地方税法第 733 条の 15 第 3 項)

このような宿泊税の納税拒否がないように、予約時の事前周知や宿泊施設フロントでのポスター掲示など、宿泊者への周知にご協力をお願いします。

Q5 旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

A

旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、ある

いはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者の方とホテル、旅館等との間で取り決めていただくことになります。

Q6 宿泊税のことを知らない外国人が来たらどう対応するか。

A

宿泊税のポスター、チラシ等の広報物を活用してご説明をお願いいたします。

Q7 4か国語以外の外国人への対応はどのようにしたらよいか。

A

長崎市のホームページにフランス語、タイ語、ドイツ語、オランダ語のチラシを掲載しておりますので、そちらをご活用ください。

6 申告納入

Q1 申告納入の特例の要件である「市長が別に定める金額以下」の根拠は何か

A

特別徴収義務者は、原則各月の初日から末日までの宿泊税について、翌月の末日までに申告納入をしていただくこととなりますが、申告納入手続きの負担を軽減するため一定の要件を満たせば、申請いただくことで3か月ごとに年4回の申告納入に切り替えることができます。その際にいくつかの要件を満たす必要があり、その要件の一つに申請していただく月の前12か月に当該宿泊施設が納入する宿泊税額が「市長が別に定める金額以下」である必要があり、その金額を240万円としています。これは、宿泊税のある程度の納入の確保を前提とするため、比較的規模の小さい宿泊施設を特例要件の対象とする必要があり、小規模事業者支援法の定義によると宿泊業については従業員数が「20人以下」の場合を小規模事業者と定めており長崎市統計において長崎市の宿泊施設の全体の75%が小規模事業者に該当することになり、それらの施設が1年間に納入する宿泊施設を試算すると240万円以下となるため当該金額を要件としています。

【参考】特例の承認を受けた場合の申告納入期限

| 宿泊のあった月 | 申告納入期限 | 宿泊のあった月 | 申告納入期限 |
|---------|--------|---------|--------|
| 3月分 | 6月末日 | 9月分 | 12月末日 |
| 4月分 | | 10月分 | |
| 5月分 | | 11月分 | |
| 6月分 | 9月末日 | 12月分 | 3月末日 |
| 7月分 | | 1月分 | |
| 8月分 | | 2月分 | |

Q2 申告納入の特例はいつから適用できるのか

A

申告納入の特例における「市長が別に定める要件」の一つとして、申請書（宿泊税納入期限等特例承認申請書）を提出す

る月の前12か月前の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出している必要があります。ただし、経過措置として宿泊税の導入開始日の令和5年4月1日より前に経営を開始しており、かつ、経営開始から1年を経過している宿泊施設においては、特別徴収義務者となる令和5年4月1日から1年を経過していなくても、その他別に定める要件を満たしていれば、申告納入の特例の対象となります。なお、宿泊税の導入開始後最低3か月間は納入実績の確保を図る観点から毎月の申告納入を行っていただく必要があり、令和5年7月1日～令和6年3月31日までの間で申請書（宿泊税納入期限等特例承認申請書）を提出すること、提出した日の属する月の前3か月間において、宿泊税の納入合計額が「60万円以下」であること等が要件となります。

例1) 導入開始（R5.4.1）前に経営を開始し、導入開始時点で1年経過している。

R5.4月～6月分まで毎月の申告納入→R5年7月に特例申告納入の申請をしてR5年7月分から適用開始→R5年7月～8月分を9月末日までにまとめて申告納入

例2) 導入開始（R5.4.1）前に経営を開始し、導入開始時点では1年経過していない（R5.9月に1年経過）

R5.4月～9月分まで毎月の申告納入→R5年10月に特例申告納入の申請をしてR5年10月分から適用開始→R5年10月～11月分を12月末日までにまとめて申告納入

例3) 導入開始（R5.4.1）時点で経営を開始しておらず、R5年7月に特別徴収義務者となる。

R5.7月～R6.6月分まで毎月の申告納入→R6年7月に特例申告納入の申請をしてR6年7月分から適用開始→R6年7月～8月分を9月末日までにまとめて申告納入

【参考】適用要件

- (1)申請書の提出前12月間（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が240万円以下であること。
- (2)過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- (3)対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- (4)対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- (5)申請書を提出した月の12箇月前の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出していること。
- (6)特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

【現在の想定する定義】

| | |
|----------|--|
| 宿泊税の課税対象 | <p>宿泊料金を伴うもの</p> <p>○その利用行為が契約上、宿泊としての取り扱いであるもの</p> <p>○上記以外でその利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの</p> |
| 宿泊料金 | <p>食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額</p> <p>【例：宿泊料金に含まれるもの】</p> <p>○清掃代 ○寝具使用料 ○入浴料 ○サービス料</p> <p>○奉仕料</p> <p>【例：宿泊料金に含まれないもの】</p> <p>○食事代 ○駐車料金 ○電話代 ○会議室使用料</p> <p>○立替金 ○チップなど ○消費税、地方消費税、入湯税</p> |

Q2 宿泊税は売りに上げに含まれるのか。

A

宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため、売りに上げに含まれません。

Q3 売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月となるのか、入金された月の翌月となるのか。

A

宿泊があった月の翌月に申告・納入してください。

Q4 簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。

A

簡易宿所の営業許可を受けているようであれば毎月申告が必要になります。なお、経営をしていない時期があれば、休止・再開・廃止申告書を市民税課までご提出ください。

Q5 利用後に料金変更が発覚した場合は宿泊税を変更する必要がありますか。

A

宿泊税の申告後に料金変更があった場合は、差額徴収分の納入に加え、修正申告が必要となりますので、ご注意ください。

Q6 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載すべきか示してもらえませんか。

A

宿泊税は宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課するものです。宿泊税の対象となる宿泊については、下記の①、②で判断します。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

Q7 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなるのか。

A

領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、印紙税に関する詳細は、税務署にお問い合わせください。

Q8 施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになるのか。

A

振込手数料が必要な場合は、通常、納税義務者である宿泊者にご負担いただくこととなります。宿泊料を支払い済みの宿泊者については、宿泊時に現地で徴収するなどの方法で対応していただきますようお願いいたします。

Q9 特別徴収交付金はいつ交付する予定なのか。

A

初回の交付金は令和5年5月申告（4月宿泊）分から令和6年3月申告（2月宿泊）分の11ヶ月を算定期間とし、令和6年度の支出を予定しております。支出時期は3月申告分の収納確認を4月中に行い、5月を目途に支出予定です。

Q10 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうか。

A

市内で宿泊施設を営業している方は登録を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。市で現地調査を実施し、営業を行っている事実が判明した場合は、特別徴収義務者として仮登録を行うとともに、特別徴収義務者の登録及び申告納入を行うよう指導いたします。

また、調査により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、市役所で税額の決定を行い、納入してもらいます。なお、不申告加算金等の加算金も課されます。

Q11 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。

A

領収書が不要と言われる宿泊者には領収書をお渡しする必要はございません。

領収書をお渡しする場合は、手引き記載のとおり、宿泊税の名称とその額を表示するようにお願いします。